

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊善通寺駐屯地
第 3 4 8 会計隊長 下 託弥

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
3QFR10200140		3RML1A00019 0001						
品名 または 件名								
軽油 2 号 （バルク）								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
66.00	KL							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
善通寺駐屯地業務隊 燃料庫								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和5年5月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第 3 4 8 会計隊契約班事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。希望者には個別で対応する。
入札日時場所：令和5年4月10日（月）13時30分 第 3 4 8 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- （ア）令和 4 ・ 5 ・ 6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」D 等級以上（四国地区）の資格を有する者
- （イ）予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （ウ）予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- （エ）都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- （オ）入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- （カ）入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- （キ）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- （ク）防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- （ケ）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省との契約を行おうとする者でないこと。
- （コ）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載する金額は税（消費税・軽油取引税等）を含む金額を記載すること。

(4) 入札の無効

(ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(イ) 入札に関する条項に違反した入札

(ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札

(5) 契約書の作成

落札金額が、50万円以上の場合には請書を、150万円以上の場合には契約書を作成する。契約書等の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

(6) 落札決定方法

落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(7) その他

(ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第348会計隊契約班窓口において配布する。

令和5年3月31日（金）～令和5年4月10日（月）（土曜日曜祝日を除く0900～1600）

(イ) 郵便による入札については、令和5年4月10日13時00分必着分までを有効とします。また、必ず着便の確認をすること。なお、入札金額が同額による場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(ウ) 電報・電話等による入札は認めません。

(エ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）

(オ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(カ) 市場価格調査書は、令和5年4月7日（金）09時00分までにご協力をお願いします。（FAX可）

(キ) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。

(ク) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札で実施いたします。

(ケ) 入札及び契約事項に関するお問い合わせ先

〒765-0002 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班 担当：森脇（内線2645）

TEL 0877-62-2311

FAX 0877-62-2315

本公告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊

陸上自衛隊中部方面会計隊HP <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P
K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点、流動点、蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き、J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2204の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2204の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2204の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2204の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は-5℃以下, 目詰まり点は-2℃以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2204の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2204によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249によって, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。